

内閣府 平成28年度税制改正

参 考 資 料

1. 少子化対策の推進

- 三世帯同居に係る税制上の軽減措置の創設 p1
- 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の対象となる費目の明確化 p2、3

2. 公益活動の推進

- 公益法人等が実施する奨学金貸与事業に係る印紙税の非課税措置の創設 p4
- 公益法人等への寄附金に係る税額控除制度の対象の拡充 p5

3. 地方創生、国家戦略特区等の推進

(1) 国家戦略特区

- 国家戦略特区における所得控除制度の創設 p6
- 国家戦略特区における特別償却又は投資税額控除等及び固定資産税の特例措置の延長 p7

(2) 総合特区

- 国際戦略総合特区における特別償却又は投資税額控除の延長 p8
- 地域活性化総合特区におけるエンジェル税制の延長 p9

(3) 地域再生

- 小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する特例措置の拡充・延長 p10
- 地方拠点強化税制の拡充 p11

三世代同居に対応した住宅リフォームを行う場合の特例措置の創設(所得税)

「希望出生率1.8」の実現に向けて、世代間の助け合いによる子育てしやすい環境整備を図るため、三世代同居に対応したリフォーム工事を行う場合に、税制上の特例措置を講じる。

施策の背景

三世代同居に係る政策上の位置付け

少子化社会対策大綱

「世代間の助け合いを図るための三世代同居・近居の促進など多様な主体による子や孫育てに係る支援を充実させ、子育てしやすい環境を整備」

まち・ひと・しごと創生総合戦略

「「三世代同居・近居」の希望の実現に対する支援等に取り組む必要がある」

新・三本の矢(一億総活躍国民会議)

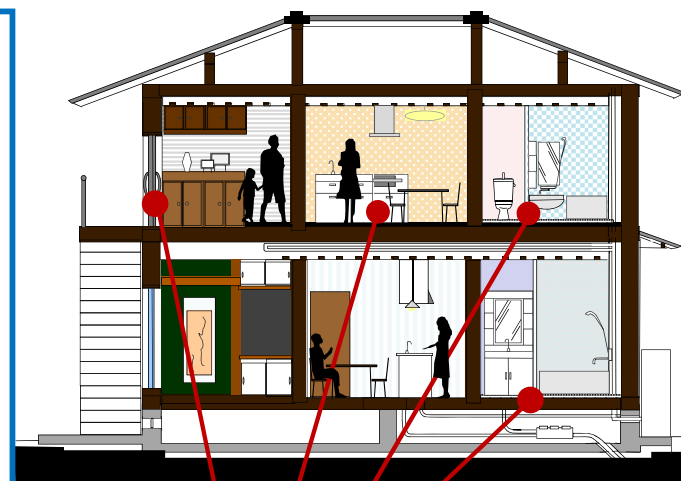
<第二の矢>「夢をつむぐ子育て支援」

希望出生率1.8がかなう社会の実現

子育て支援 - 三世代同居・近居の促進

三世代同居に係る現状・課題

- 子育て世代である30～40歳代の約20%が三世代同居を理想の住まい方と考えている。
- 一方、三世代同居世帯は274万世帯(全世帯の5.2%)にとどまる。
- 住宅を三世代同居とする場合にはキッチン、トイレ、浴室又は玄関を増設・改修することが一般的。
- 三世代同居仕様とするためには、おおむね250万円のかかり増し費用が必要。



三世代同居対応工事

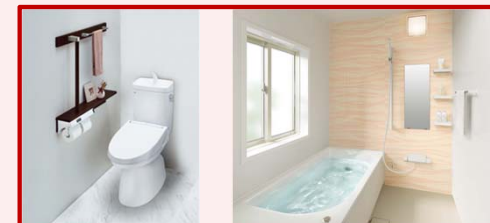
キッチン・トイレ・風呂・玄関の増設



キッチンの増設



玄関の増設



トイレ・浴室の増設

要望の結果

○三世代同居に対応したリフォーム工事を行う場合に、以下の特例措置を講じる。

(キッチン、浴室、トイレ又は玄関のうち少なくとも1つを増設し、いずれか2つ以上が複数箇所ある場合)

1. リフォーム投資型減税(所得税)

- ・対象工事に三世代同居対応工事を追加
- ・工事費等の10%を所得税額から控除(対象工事限度額250万円)

	限度額	最大控除額
耐震	250万円	25万円
バリアフリー	200万円	20万円
省エネ	250万円	25万円
三世代同居	250万円	25万円

2. リフォームローン型減税(所得税)

- ・2.0%対象工事に三世代同居対応工事を追加
- ・ローン残高の一定割合を所得税額から控除

控除率	対象工事限度額	最大控除額
2.0%	バリアフリー・省エネ・ 三世代同居 工事限度額	250万円
1.0%	その他 工事限度額	750万円

○適用期限:平成31年6月30日まで

結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の対象となる費目の明確化

明確化の趣旨

- 直系尊属（贈与者）が、子・孫等（受贈者）名義の金融機関の口座等に、結婚・妊娠・出産・育児に必要な資金を拠出する際、この資金について、子・孫等ごとに一定額を非課税とする制度が平成27年4月より創設。
- 今般、制度利用者からの要望等を踏まえ、非課税の対象となる範囲が明確ではなかった一部の費目につき明確化を行う。

対象として明確化する費目

- **不妊治療費用のうち、薬局に支払う医薬品代（処方せんに基づき処方されるものに限る）**
- **出産費用のうち、①産前産後の母親の医療費及び薬局に支払う医薬品代（処方せんに基づき処方されるものに限る）、②母親の産後健診費用**



（参考）現行の対象費目

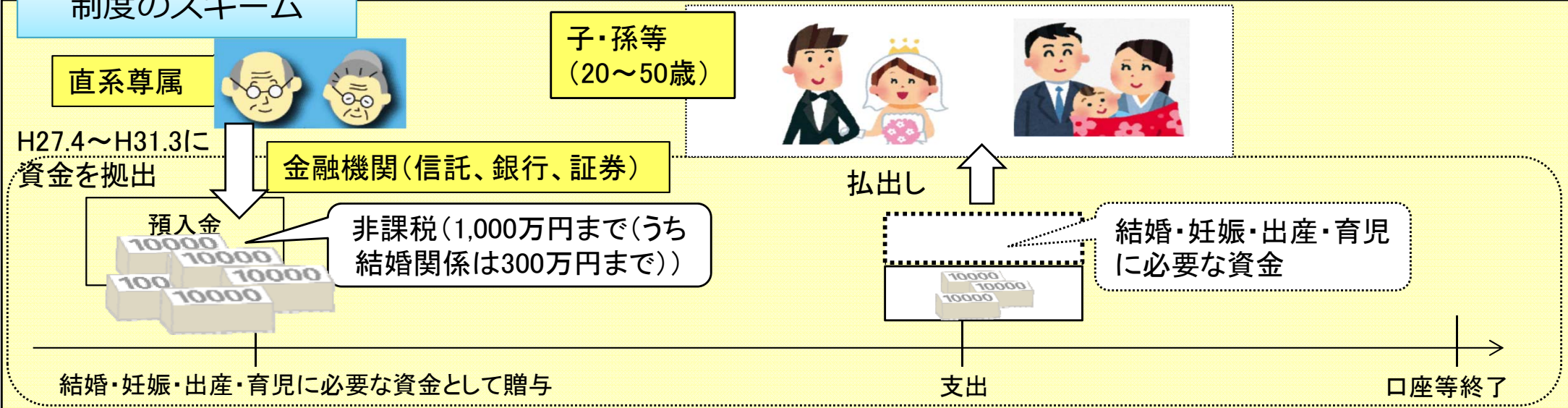
【結婚関係】・挙式等費用　・新居の住居費　・引越費用
【妊娠・出産・育児関係】・不妊治療費用　・出産費用　・産後ケア費用
・子の医療費　・子の保育費（ベビーシッター費用含む）

結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の概要

制度の概要

- 直系尊属（贈与者）が、子・孫等（受贈者）名義の金融機関の口座等に、結婚・妊娠・出産・育児に必要な資金を拠出する際、この資金について、子・孫等ごとに一定額を非課税とする。

制度のスキーム



資金使途

- 【結婚関係】 ・ 挙式等費用 ・ 新居の住居費 ・ 引越費用
- 【妊娠・出産・育児関係】 ・ 不妊治療費用 ・ 出産費用 ・ 産後ケア費用
- ・ 子の医療費 ・ 子の保育費（ベビーシッター費用含む）

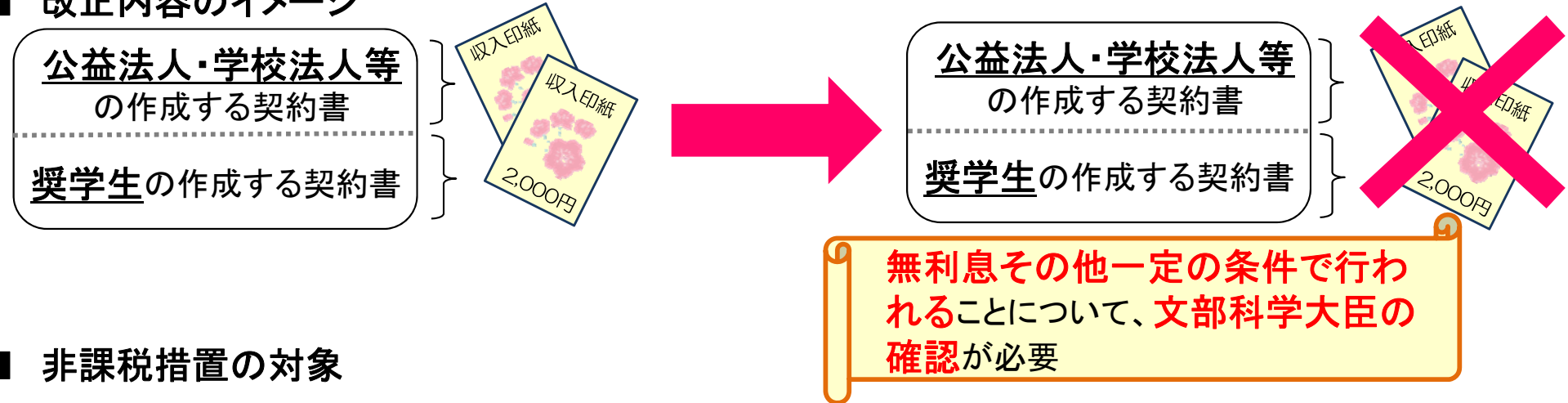
残高の課税

- ①期間中に贈与者が死亡した場合には、残高を相続財産に加算。
- ②50歳到達時に終了。残高は贈与税課税。

公益法人等が実施する奨学金貸与事業に係る印紙税の非課税措置の創設

(独)日本学生支援機構等が実施する奨学金貸与事業を補完する観点から、公益法人等が実施する奨学金貸与事業について、学生の負担軽減及び公益法人等による特色のある事業の支援に資するために、法令で定める要件を満たす奨学金貸与に係る借用証書等の契約書の印紙税を非課税とする。

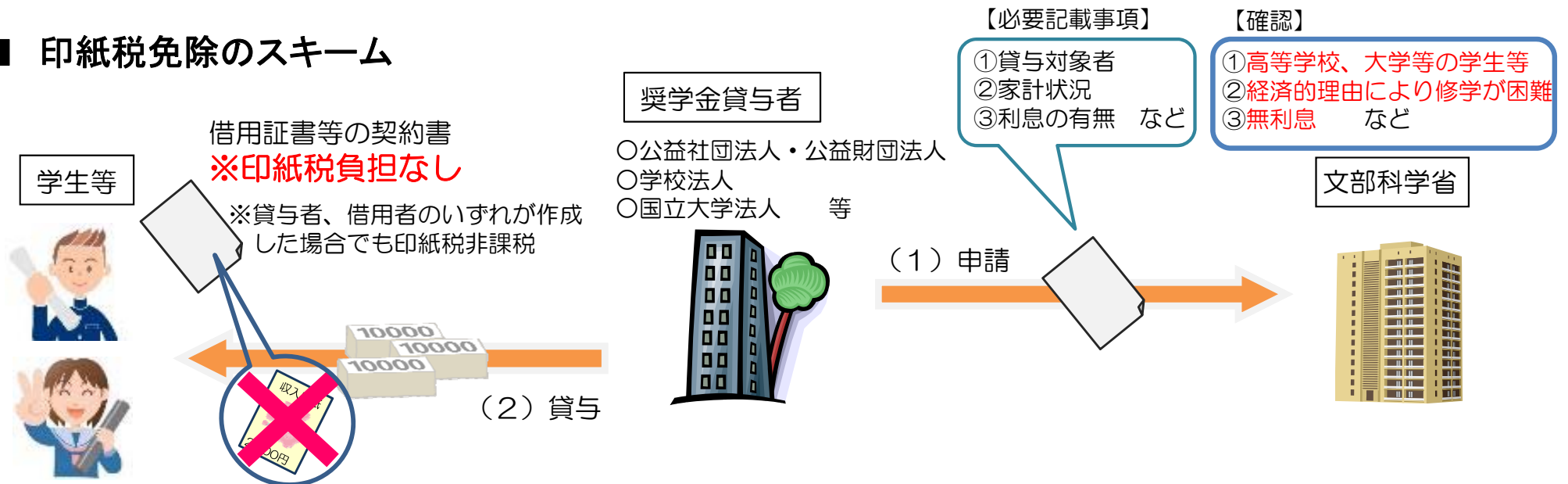
■ 改正内容のイメージ



■ 非課税措置の対象

平成28年4月1日から平成31年3月31日までの間に作成される奨学金貸与に係る消費貸借契約書

■ 印紙税免除のスキーム



公益法人等への寄附金に係る税額控除制度の対象の拡充

公益活動を促進する観点から、法人の事務負担能力に配慮し、事業規模が小さい公益法人等についても税額控除制度の対象となることができるように、寄附実績に係るPST要件を当該法人の公益目的事業等の規模に応じて緩和する。

■ 改正内容のイメージ

現行のPST(パブリック・サポート・テスト)要件

法人が過去に受けた寄附実績(原則5年間)において、以下の要件のいずれかを満たすことが必要。

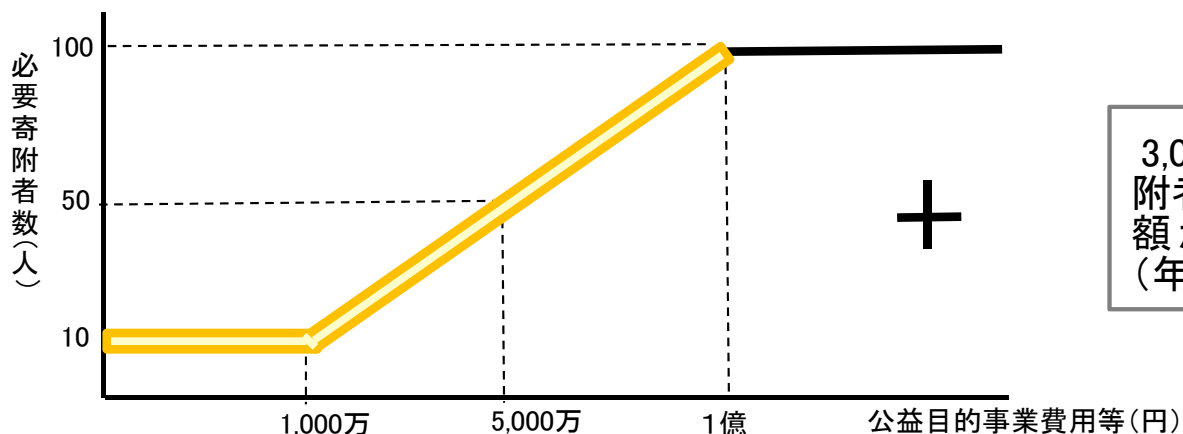
要件① 3,000円以上の寄附者が、平均して年に100人以上。

要件② 法人の経常収入金額に占める寄附金等収入の割合が、1/5以上。

改正後のPST要件

各事業年度の**公益目的事業費用等が1億円に満たない公益法人等**※について、要件①を次のように緩和

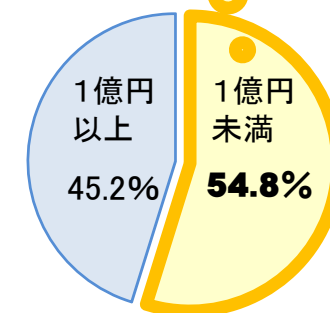
$$\text{要件①の寄附者数 (最低10人)} = 100人 \times \frac{\text{公益目的事業費用等}}{1億}$$



3,000円以上の寄附者からの寄附金額が**30万円以上**(年平均)

半数以上の公益法人に係るPST要件が緩和

公益法人の公益目的事業費用



平成26年公益法人に関する概況
(平成27年7月内閣府)

※ 公益社団法人及び公益財団法人、学校法人及び準学校法人、社会福祉法人、更生保護法人が対象。
公益法人以外の判定の基準は、学校法人及び準学校法人にあっては私立学校等の経営に関する事業の費用、社会福祉法人にあっては社会福祉事業費用、更生保護法人にあっては更生保護事業費用。

国家戦略特区における所得控除制度の創設

国家戦略特別区域計画に定められた事業を実施する一定の法人について、当該事業による所得金額の一定割合を課税所得から控除できる制度を創設する。

制度概要

○ 所得控除

国家戦略特区内の設立5年未満の法人で、専ら特定事業を営むこと等の要件を満たすものとして国家戦略特区担当大臣の指定を受けたものについて、その事業による所得の20%を課税所得から控除できる制度。

1. 対象事業

国家戦略特別区域法の規制の特例措置が重要な役割を果たす事業であって、2. の対象分野の事業であるもの。
(法律・政省令・告示レベルの規制の特例措置が対象)

2. 対象分野

「医療」、「国際」、「農業」、「一定のIoT等*」

※ 一定のIoT等: インターネットその他の情報通信技術を活用し、物品による情報の収集、蓄積、解析又は発信及び当該情報を活用した物品の自律的な作動を可能とするために必要な技術の研究開発又はその成果を活用した一定の事業

3. 主な法人指定要件

【指定期限】 平成30年3月31日

【設立時期】 国家戦略特区の指定の日以後に設立され、設立の日以後の期間が5年未満であること。

【事業要件】 専ら認定区域計画に定められた上記の対象事業を営むこと。

【区域要件】 特区内に本店又は主たる事務所を有すること。

特区外の事業所では、調査、広告宣伝等の業務(補助的なものに限る。)以外の業務を行わないこと。

特区外の事業所の従業員数の合計がその法人の常勤従業員数の20%以下であること。

※ 所得控除の適用を受ける事業年度においては、国家戦略特区及び国際戦略総合特区の設備投資減税の適用不可。

国家戦略特区における特別償却又は投資税額控除等及び固定資産税の特例措置の延長

現行の国家戦略特区制度において認められている特別償却又は投資税額控除等及び固定資産税の特例措置について、見直しの上、2年間延長する。(H26年度創設)

制度概要(改正後)

※青字は特定中核事業、黒字はそれ以外

- ### ① 特別償却、税額控除

国家戦略特区の特定事業の実施主体として認定区域計画に定められたものが、国家戦略特区内において機械等の取得等をした場合の特別償却又は税額控除。
- ### ② 研究開発税制の特例(法人税)

上記①の特別償却の適用を受ける特定中核事業の用に供された開発研究用資産について、特別償却に加え、その減価償却費の20%を税額控除できる措置。

※特定中核事業:特定事業のうち中核事業となる事業をいい、先端的技術を活用した医療等医療分野及び革新的な情報サービスを活用した農業の生産性向上に係る研究開発を対象とする。
- ### ③ 固定資産税の特例

特定中核事業のうち医療分野における一定の研究開発に関する事業の実施主体として区域計画に定められた者が、国家戦略特区内において取得した当該研究開発の用に供する一定の設備に係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間価格の2分の1とする措置。

		対象資産	現行措置 (H28.3.31まで)	改正後 (H28.4.1～H30.3.31)
①特別償却、特別控除	特別償却	機械・装置、開発研究用器具・備品	即時償却(特定中核事業) 50%(それ以外)	50%(特定中核事業) 50%(それ以外)
		建物及びその附属設備並びに構築物	25%	25%
	税額控除	機械・装置、開発研究用器具・備品	15%	15%
		建物及びその附属設備並びに構築物	8%	8%
	繰越税額控除	※繰越税額控除:税額控除限度額に控除しきれない残額が生じた場合、翌事業年度に控除額を繰り越せるもの。	1年間	(なし)
②研究開発税制の特例	税額控除	機械・装置、開発研究用器具・備品	減価償却費の20%	減価償却費の20%
③固定資産税の特例	課税標準特例	機械・装置、開発研究用器具・備品	1/2	1/2

国際戦略総合特区における特別償却又は投資税額控除の延長

現行の総合特区制度において認められている国際戦略総合特区における特別償却又は投資税額控除の特例措置について、見直しの上、2年間延長する。(H23年度創設)

制度概要（改正後）

○ 特別償却又は投資税額控除

特区内で、指定法人が認定国際戦略総合特区計画に定められた事業を行うために、設備等を取得してその事業の用に供した場合に、特別償却又は税額控除ができる制度。

- 対象設備：機械・装置（2千万円以上）、開発研究用器具・備品（1千万円以上）、建物・附属設備・構築物（1億円以上）

	対象資産	現行措置 (H28.3.31まで)	改正後 (H28.4.1～H30.3.31)
特別償却	機械・装置、開発研究用器具・備品	<u>50%</u>	<u>40%</u>
	建物及びその附属設備並びに構築物	<u>25%</u>	<u>20%</u>
税額控除	機械・装置、開発研究用器具・備品	<u>15%</u>	<u>12%</u>
	建物及びその附属設備並びに構築物	<u>8%</u>	<u>6%</u>
繰越税額控除	※繰越税額控除：税額控除限度額に控除しきれない残額が生じた場合、翌事業年度に控除額を繰り越せるもの。	<u>1年間</u>	<u>(なし)</u>

(備考) __下線は縮減

地域活性化総合特区におけるエンジェル税制の延長

現行の総合特区制度において認められている地域活性化総合特区における個人出資に係る所得控除の特例措置について、見直しの上、2年間延長する。(H23年度創設)

制度概要（改正後）

○ 出資に係る所得控除

社会的課題解決に資する事業(ソーシャルビジネス等)を行う中小企業に対して個人が出資した場合に、当該個人の投資した年分の総所得金額等から一定額を控除できる制度。

- ・ 控除額:取得に要した金額(1千万円限度)と総所得金額等の40%に相当する金額のいずれか少ない金額から2千円を控除した額
- ・ 適用期間:会社指定の日から3年間

見直し要件	現行措置 (H28.3.31まで)	改正後 (H28.4.1～H30.3.31)
税制対象となる特定地域活性化事業 として実施すべき事業の地域	<u>地域活性化特区内のみで</u> 実施する事業	<u>地域活性化特区内の</u> <u>市街化区域又は</u> <u>非線引き都市計画区域※内の用途地域</u> <u>のみで実施する事業</u> ※区域区分に関する都市計画が定められていない都市計画区域

(備考) __下線は縮減

小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社への特例措置（概要）

地方公共団体が策定する地域再生計画に基づく所定の事業を行う株式会社に対し、個人が出資した場合、所得税の控除が受けられるようになる。（※H28年度から2年間）

小さな拠点の形成の取組の推進

地域住民等による株式会社の設立

【事業のイメージ】

① コミュニティビジネス（実施が必須）

域外からの持続的収入を確保し、地域の雇用を創出するための事業



- ・地元農産品の販売
- ・農家レストランの運営
- ・地域資源を活用したツアー 等

② 生活サービス等の提供（実施は任意）

拠点等におけるサービス提供や周辺集落との交通ネットワークの確保等

- ・日用品の販売
- ・ガソリンスタンドの運営
- ・コミュニティバスの運行 等

出資

【個人出資者】

（地域住民・地元出身者など）

出資額分（※）を総所得金額から控除することが可能

※ 正確には出資額（1,000万円限度）と総所得金額の40%のいずれか少ない金額から2,000円を控除した額

なお、現行認められている「特定地域再生事業を行う株式会社が発行する株式に対し個人が出資した場合に係る株式譲渡益からの控除及び譲渡損失の繰越控除の特例」については、本措置創設に伴い廃止。

地方拠点強化税制の拡充

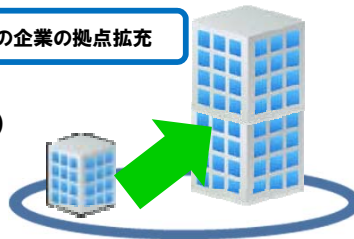
地方拠点強化税制により拡充された雇用促進税制(特則)の適用を受ける法人等が、その同一事業年度において、所得拡大促進税制の適用を受けられることとする。(ただし、両税制を併用する場合は、所得拡大促進税制の適用の基礎となる企業全体の雇用者給与等支給増加額から、雇用促進税制の対象となる特定業務施設に係る増加雇用者の給与額を控除)

平成27年度改正(創設)

拡充型(含対内直投)

地方の企業の拠点拡充

地方にある企業の本社機能の強化を支援



移転型

東京一極集中の是正
地方移転の促進

東京23区からの移転の場合
拡充型よりも支援措置を深掘り



地方活力向上地域特定業務施設整備計画(知事認定)

オフィス
減税

オフィスに係る建物等の取得価額に対し、特別償却15%又は
税額控除4% (※) ※計画認定が平成29年度の場合は2%

オフィスに係る建物等の取得価額に対し、特別償却25%又は
税額控除7% (※) ※計画認定が平成29年度の場合は4%

雇用促
進税制
(特則)

諸要件(事業主都合の離職者なし、支払給与額一定以上等)を満たした上で
①法人全体の増加雇用者数が5人(中小企業は2人)かつ雇用増加率が10%以上の場合、増加雇用者1人当たり50万円を
税額控除《従来の40万円に、地方拠点分は10万円上乘せ》
②法人全体の雇用増加率10%未満の場合でも、1人当たり20万円を税額控除

諸要件(事業主都合の離職者なし、支払給与額一定以上等)を満たした上で
①増加雇用者1人当たり最大80万円を税額控除
拡充型50万円(もしくは20万円)に、地方拠点分は更に30万円上乘せ
②①のうち30万円分は、雇用を維持していれば、最大3年間
継続
※②は法人全体の雇用増がなくても、東京から地方への移転者にも適用

平成28年度の拡充

所得拡大促
進税制

雇用者給与等支給額を規定の割合以上増加させる等の要件を満たした場合に、雇用者給与等支給増加額の10%を税額控除

(併用イメージ)

控除額

選択
適用

雇用促進
税制
(特則)

or
現行

所得拡大
促進税制

併用
可能

所得拡大
促進税制
雇用促進
税制
(特則)
拡充

雇用促進税制(特則)の対象となる増加雇用者の給与額に基づき調整